

F A X 公 文

東海 2 第 1 5 2 号

令和 2 年 6 月 1 日

支 部 長 様

東海税理士会

会長 太 田 直 樹

(公印省略)

税務相談室の再開について (周知方お願い)

拝啓 平素は、本会の会務運営に格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

東海会では、会員及び事務所職員の税務に関する相談に応ずるため、「税務相談室」を設置し、毎週火曜日に定例相談日を設けております。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 1 4 日より税務相談室を一時的に休止させていただいておりましたが、政府の緊急事態宣言に引き続き愛知県独自の緊急事態宣言も解除されましたので、**令和 2 年 6 月 2 日より税務相談室を再開**させていただきます。しかしながら、政府専門家会議「新しい生活様式」に則り当面の間、**電話相談のみ**の対応とさせていただきます。

会員の皆様には、大変ご不便とご迷惑をお掛けいたしました。今後とも税務相談室へのご理解ご協力をお願いいたします。

つきまして貴支部におかれましては、支部会員へ周知を図られたく、ご協力方よろしくお願いたします。

敬具